

「つくばみらい市まちづくり計画の変更（案）」に対する意見の内容および市の考え方

意見提出期間	平成25年1月7日（月）～平成25年2月5日（火）		
意見提出者数	1 人	意見件数	1 件

No.	意見項目	意見の内容	件数	市の考え方
1	第6章 新市の主要事業 2 分野別主要事業 (5) 産業・経済	(5)産業・経済の項目中、商業施設の立地誘導を図ります。という内容がありますので施策条項内に補足して欲しい。例えば、魅力ある商業地の形成に努めます。またつくば・取手線、野田・牛久線など広域幹線道路沿いの両側50mを農業振興区域より除外し、強力に商業施設の立地誘導を行います。と積極的に施策を進めて欲しい。	1	<p>商業につきましては、(5)産業・経済の「基本方向」として、「消費者ニーズが対応できる魅力ある商業環境づくりや、商業施設の立地誘導を図ります。」としており、また、その基本方向を具現化する「施策の方針」として、④商業において、「既存商業環境を改善・充実するため関係機関と連携して進めていきます。また、伊奈・谷和原丘陵部開発に伴う商業施設の立地誘導を計画的に促進し、魅力ある商業地の形成に努めます。」としており、平成17年3月の当初策定時よりこれに基づき進めているところでございます。今後もこの基本方向、施策の方針に基づき進めたいと考えております。</p> <p>土地利用につきましては、本計画、また、本計画に基づき策定したつくばみらい市総合計画においても、市全体のまちづくりを考え、産業ゾーン、集落・緑地環境ゾーンといったように、その地域の現状、特色などを考慮し、土地利用構想を策定しております。</p> <p>ご提案いただきました、県道</p>

			<p>19号取手つくば線や県道46号野田牛久線などの広域幹線道路沿いの農業振興地域の除外につきましては、環境の保全を図るため、またスプロール現象*を回避するためにも、一律的に農用地区域を除外するのではなく、必要に応じて本計画、市総合計画及び市農業振興地域整備計画に基づき、周辺環境との調和のとれた土地利用や地域振興を図りたいと考えております。</p> <p>従って、当計画案では原案のおおりの内容といたします。</p>
--	--	--	---

---

\* スプロール現象とは、急速な都市化とともに拡大する都市地域において、土地利用が無秩序、無計画に進行し、まるで虫に食い荒らされたような状況になることをいう。